

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月11日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年10月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する企業職員に対し、支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した企業職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第15条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する企業職員に対し、支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した企業職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。